

「数の理解」の筆記試験について

「数の理解」担当者
辻野 孝

1. 試験について

試験範囲は、この科目で扱う部分の全部です。(教科書の第3章以外ですが、一部試験範囲に含みます)

(1) 試験の実施について

次の日時で試験を実施します。

日時：8月8日(火) 12:40~14:10

場所：キャンパスプラザ京都 4階 第3講義室

内容：(1)筆記試験 60分 (2)試験の前に出席確認と説明あり

持込許可品：所属大学の学生証、筆記用具、時計(計算用紙は、こちらで用意します)。

※本人確認のため、**必ず2017年度在学大学の学生証を持参**してください。

※尚、学生証を持っていないと受験できません。注意してください。

※キャンパスプラザ京都の場所は、大学コンソーシアム京都のウェブサイト(<http://www.consortium.or.jp/>)で確認してください。

(2) 追試験などの問合せ先

追試験の手続きと試験の実施期間は、つぎのとおりです。

手続期間：8月17日(木)まで〔8/11(金)~8/16(水)(事務室閉室日)〕

(受付時間 9:00~16:30) まで

試験期間：8月18日(金)~8月21日(月)〔8/20(日)除く〕

追試験などについては、京都光華女子大学学生サポートセンター 修学担当(P.3参照)に問い合わせてください。なお、追試験が認められる条件等については、「4. 試験についての規程」を確認してください。所属大学の条件ではなく、京都光華女子大学短期大学部の条件が適用されます。注意してください。

2. 所属大学の試験と重なって受験できない場合

まず、所属大学の教務担当部署(教務課、教学センター、教務チームなど)にその旨を申し出てください。

(参考)

「単位互換科目の試験と学生所属大学の定期試験が重複した場合は、原則として単位互換科目の試験を優先し、学生所属大学での試験に関しては学内規程にもとづく試験、再試験等の措置を講じてください。」(単位互換・京カレッジ事業 ガイドライン (大学コンソーシアム京都) から抜粋)

3. 上記の 2.以外の理由で試験を欠席した場合

科目開設大学である「京都光華女子大学短期大学部」の学内規程にもとづいて対応します。「4. 試験についての規程」を見てください。所属大学の条件は適用されないので、十分に注意してください。

4. 試験についての規程

京都光華女子大学短期大学部 「平成 29 年度 履修のてびき」から抜粋

4. 試 験

(2) 定期試験

(一部省略)

②筆記試験

ア. 学生証は、必ず机上の通路側に、写真が見えるように置くこと。

試験当日、学生証を忘れた者は、試験開始前に、学生サポートセンター（学生生活担当）で「仮学生証（試験受験用）」（当日限り有効）の交付を受けること。

イ. 試験時間割の見間違いによって受験できなかった場合は、追試験に該当しないため、十分注意すること。

ウ. 試験開始後 20 分以上遅刻した者は、受験できないため、注意すること。また、試験開始後 30 分を経過しなければ試験場から退出できない。一旦退出した者の再入場は認めない。

エ. 試験場へは許可されたもの以外は持ち込まないこと。

オ. 試験場ではすべて監督者の指示に従うこと。もし従わない場合は、退場を命じられることがある。

カ. 定期試験に欠席した者は、試験期間終了後 3 日以内に、所定の「試験欠席届・追試験願」を学生サポートセンター（修学担当）へ提出すること。

(一部省略)

(3) 追 試 験

やむを得ない事由で試験に欠席した者の願い出に対しては、追試験を行う。追試験を受けようとする者は、**試験期間終了後 3 日以内**に学生サポートセンター（修学担当）所定の「試験欠席届・追試験願」に次のものを添付し学生サポートセンター（修学担当）へ提出しなければならない。

- ① 病気の場合は、医療機関による診断書（欠席した日が明記されているもの）
- ② 就職試験・公式試合などの場合は、学生部長の具申書
- ③ 忌引・出席停止の感染症および交通機関の事故など不可抗力による欠席の場合はそれを証明するもの。

忌引	両親	7日
	兄弟姉妹・祖父母	3日
	同居の親族	1日

（遠隔地の場合は往復の時間を考慮する。なお、上記日数は休日等を含む）

最終成績は100点を最高点とし、追試験料は1科目につき500円とする。ただし、③の場合の追試験料は徴収しない。

（注）無届欠席者および上記の条件を充たさない者に対しては、追試験は行わない。

（一部省略）

（5）不正行為

不正行為をしないよう厳正な態度で受験すること。

試験における不正行為とは、次のことをいう。

（一部省略）

- ② 筆記試験において、他の学生答案をのぞき見て写しとったり、他の学生に写させたりする行為。
- ③ その他不正な手段を用いて受験すること。

不正行為をした者は、次のとおり処分する。

ア．定期試験期間開始にさかのぼって、試験期間中は停学処分とする。

イ．当該学期における一切の単位の修得を認めず、評価については0点とする。

（一部省略）

[問合せ先]

京都光華女子大学短期大学部

学生サポートセンター 修学担当（水島）

Tel. 075-325-5350